

魚津市告示第221号

住民票の職権消除について

次の者について、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票に記載されている住所に居住していないことを確認し、令和3年11月30日に住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和3年11月30日

魚津市長 村椿 晃

氏 名	生年月日	住民票に記載されていた住所
夏目 美奈子	昭和47年5月28日	魚津市新金屋二丁目9番5号